

平成26年 1月20日

各障害者支援施設長様  
各関係障害福祉サービス事業所管理者様  
各地域活動支援事業所管理者様

名古屋市健康福祉局  
障害福祉部障害者支援課長

## ノロウイルス食中毒警報の発令について

みだしの件について、下記のとおり発令されましたので、お知らせいたします。

本市では平成25年12月9日にノロウイルス食中毒注意報を発令し、ノロウイルス食中毒の予防啓発を行っておりますが、1月に本市内でノロウイルス食中毒が2件続発し、他自治体でも大規模なノロウイルス食中毒が発生しています。これらの状況を踏まえ、さらなる注意喚起を行うため、本日付けで名古屋市健康福祉局食品衛生課からノロウイルス食中毒警報が発令されました。

つきましては、貴施設・事業所におきまして、食品衛生管理について、より一層ご注意くださいますようお願いいたします。

### 1 発令日

平成26年1月20日（月） 午前10時

### 2 有効期間

発令日から平成26年1月27日（月）まで

※本警報は発令時より1週間継続し、その後は自動的に注意報へ切り替わり平成26年3月31日まで継続します。

[参考] 発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発令の条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで (自動的に解除)	発令日から1週間 (自動的に解除)

### 3 食中毒の予防方法

- ・手洗いの徹底
- ・食品の十分な加熱（中心温度85～90℃で90秒間以上）
- ・調理器具類の十分な洗浄消毒
- ・調理従事者の体調管理
- ・嘔吐物などの適切な処理 など

### 4 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス対策の詳細につきましては、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>

(障害者支援課指導係：972-2578)